

申請・届出名	予防規程（制定・変更）認可申請書
様式	様式第26（危険物の規制に関する規則第62条関係）
根拠条文	消防法第14条の2第1項
概要	消防法第14条の2第1項の規定により予防規程を制定又は変更した場合は、上記申請書を提出してください。
注意事項等	<p>1 認可証交付後に予防規程としての効力が完成されます。</p> <p>2 予防規程で定める基本的事項については、危険物の規制に関する規則第60条の2に定めてあります。</p> <p>3 申請書に以下の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制定又は変更した予防規程

予防規程を定めなければならない製造所等

区分	条件
製造所	<p>指定数量の倍数が10以上</p> <p>※鉱山保安法第19条第1項の規定による保安規定を定めている製造所等は除く。</p> <p>※火薬類取締法第28条第1項の規定による危害予防規程を定めている製造所等は除く。</p>
屋内貯蔵所	指定数量の倍数が150以上
屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が200以上
屋外貯蔵所	指定数量の倍数が100以上
一般取扱所	<p>指定数量の倍数が10以上</p> <p>※指定数量の倍数が30以下で、かつ、引火点が40度以上の第四類の危険物のみを容器に詰め替える一般取扱所は除く。</p>
移送取扱所	すべて
給油取扱所	<p>すべて</p> <p>※自家用給油取扱所のうち屋内給油取扱所以外のもの除く。</p>